

○宮崎大学医学部附属病院がんセンター運営委員会規程

〔平成19年6月20日
制 定〕

改正 平成20年7月16日 平成27年3月18日
平成27年9月16日 平成28年2月17日
平成29年3月15日 平成29年7月19日
平成30年6月20日 平成30年7月18日
平成31年3月20日 令和3年5月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院がんセンター規程第5条第2項の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院がんセンター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 集学的がん治療に関すること。
- (2) 化学療法に関すること。
- (3) がんゲノムに関すること。
- (4) 緩和ケアに関すること。
- (5) がん登録に関すること。
- (6) 院内共通プロトコールに関すること。
- (7) 地域がん診療連携拠点病院との連携に関すること。
- (8) 宮崎大学医学部附属病院宮崎県がん診療連携協議会に関すること。
- (9) その他がん診療に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) がんセンター長
- (2) がんセンター副センター長
- (3) 外来化学療法部門長
- (4) 緩和ケアセンター長
- (5) 科長又は副科長のうちから4人
- (6) 放射線部長
- (7) 病理部長
- (8) 遺伝カウンセリング部長
- (9) 患者支援センター長
- (10) がんゲノム医療部門長
- (11) 薬剤部長
- (12) 看護部長又は副看護部長のうちから1人
- (13) 医療支援課長
- (14) その他委員長が必要と認める者

2 前項第5号、第12号及び第14号に掲げる委員は、医学部附属病院運営審議会の議を経て、病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第2項に掲げる委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、がんセンター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

4 委員長は、委員会において審議した結果を病院長に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、医療支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年6月20日から施行する。

2 この規程施行後、最初に任命される第3条第2項の委員は、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成20年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月17日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。